

○議長（齋藤邦夫君） どうも、こんにちは。

当局より、会計管理者並びに環境整備課長より欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。



◎決算特別委員会委員長の審査報告、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、認定第1号、日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号、日程第4、認定第4号、日程第5、認定第5号、日程第6、認定第6号、日程第7、認定第7号、日程第8、認定第8号、日程第9、認定第9号、日程第10、認定第10号、日程第11、認定第11号、日程第12、認定第12号、日程第13、認定第13号までを議題といたします。

認定第1号から認定第13号までは決算特別委員会に付託してありますので、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員会委員長、佐藤孝義君。

〔決算特別委員会委員長 佐藤孝義君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 決算特別委員会に付託された議案について、審査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

決算審査にあたっては、予算を議決した趣旨と目的にしたがって、適正に、そして効率的に執行されたかどうか。それによってどのように行政効果が発揮できたかを主眼に審査いたしました。

1、認定第1号 平成25年度只見町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。①政策的な委託料の執行について、目的や実績等が不明確なものが見受けられる。事業成果や今後の課題を把握するためにも、予算の段階でしっかりと計画を立て、行ったことの報告だけで終わらせるのではなく、その結果、何を得て、それをどう今後活かしていくのかという視点での成果報告を出せるように検討されたい。②管理職による職員の労務管理が十分でないが見受けられる。各課・各人ごとの勤務状況を適切に把握するため、きちんとデータ集計し、客観的に分析されたい。超過勤務の上限目標を設定することで偏重を是正し、業務がスムー

ズに執り行われるよう、適切な人員配置に努められたい。③設立以来活用されていない休眠基金が見受けられる。財政調整基金の積み上げも必要以上に膨らんできている。町民から集めた税金をタイムリーに町民に還元するための単年度決算制度である。基金設立時の目的に沿った計画を立案し、有効な基金の活用を図られたい。

2、認定第2号…

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

それでは、日程第1、認定第1号から採決を行います。

一つずつやりますから。

認定第1号について、これから質疑を行いたいと思いますが、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

それでは、ただ今の委員長の報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

続いてお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 2、認定第2号 平成25年度只見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定した。

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、認定第2号から採決を行います。

認定第2号について、これについての質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

それでは、ただ今の委員長の報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

続いてお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 3、認定第3号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。①朝日診療所において診療収入が激減している。内視鏡検査が休止中であることの影響が大きいと、速やかに対処されたい。また、地域医療連携ネットワークシステムを多額の費用をかけて導入したにもかかわらず、活用せずに放置していることも問題である。執行された予算に対して相応のサービスを適切に町民が受けられるよう、生じている問題には速やかに対処されたい。

○議長（齋藤邦夫君） ここで、少数意見の留保がありますので、提案者の説明を求めます。

7番、酒井右一君。

演壇にきて提案理由の説明を求めます。

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） 少数意見の留保をいたしましたので、その理由を説明します。

認定第3号 平成25年度国民健康保険施設会計決算認定についての委員会審査報告に際し、以下について少数意見を留保いたしました。

決算特別委員会審議において当該決算の認定について反対の意思を表明いたしましたが、少数意見であったため委員長報告に反映しない意見であります。決算を不認定としても執行そのものが効力を失うものではありません。しかし、予算の執行者は、執行した予算が決算として議会が認定することで初めて執行責任が解除されることになると言われております。

認定第3号は各質疑をもとに執行者に重大な注意を喚起し、また、朝日診療所の将来がより良いものとなるよう、これについて只見町会議規則第76条の規定により同意者、賛同者ともに少数意見を留保いたします。

少数意見の留保の理由は、平成25年度国民健康保険施設会計には4点について設置者の不作為があると認めるしかなく、当該決算を認定できないものであります。1、診療業務に支障をきたすほどのスタッフ不足を事前に把握しながら迅速に不足解消にあたらず、内視鏡検査を休止し診療所の運営に重大な支障をもたらしたこと。二つ、今申し述べましたことにより、診療所の受診件数が減り診療費の収入も激減したこと。3、内視鏡の本体が老朽化し、機器の更新が必要だったにもかかわらず迅速に更新せず、これが内視鏡検査再開の遅れにつながったこと。4、検査スタッフの内視鏡検査・診断及び機器の操作技術の向上のための研修を積極的に行わず、検査再開が迅速にできなかったことであります。

以上であります。

本会議表決においては、何卒、少数意見を酌んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で説明は終わりました。

これから、日程第3、認定第3号から採決を行いたいと思います。

認定第3号について、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしとします。

質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 少数意見で申し上げましたとおり、この決算認定には同意できません。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて採決を行います。

まず、これより採決を行います。起立による表決といたします。

認定第3号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

認定第3号 平成25年度只見町国民健康保険施設特別会計歳入歳出決算の認定について
を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり可決されました。

委員長報告のとおり可決されました。

続いて、日程第4、認定第4号からの説明をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 4、認定第4号 平成25年度只見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、認定第4号から採決を行います。

認定第4号について質疑を行います、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第5、認定第5号から報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 5、認定第5号 平成25年度只見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべき

ものと決定した。

○議長（齋藤邦夫君） 認定第5号から採決を行います。

認定第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第6、認定第6号から報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第6号 平成25年度只見町介護老人保健施設

特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべき

ものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第7、認定第7号の報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第7号 平成25年度只見町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、日程第8、認定第8号の報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第8号 平成25年度只見町地域包括支援センター特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

認定第9号から報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第9号 平成25年度只見町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、日程第10、認定第10号の報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第10号 平成25年度只見町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については次の意見を付して原案のとおり認定すべきものと決定した。

①只見スキー場において平成24年、25年と2年連続で雪崩が発生しました。町民の安心・安全を守り、スキー場の経営がスムーズに行われるよう、事故等の事象が発生した際には速やかに対応をとられたい。

以上の意見でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、日程第11、認定第11号の報告をお願いいたします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第11号 平成25年度只見町交流施設特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、日程第12、認定第12号の報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第12号 平成25年度只見町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、日程第13、認定第13号の報告をお願いします。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） 認定第13号 平成25年度只見町朝日財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果。本件については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

ただ今の委員長報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号については委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は委員長報告のとおり認定されました。

○決算特別委員会委員長（佐藤孝義君） どうもありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願26-10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、請願26-10 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会に付託されました下記案件の審査経過並びに結果について報告いたします。

（1）審査事件、請願26-10、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。社団法人福島県聴覚障害者協会会長、吉田正勝。福島県手話サークル連絡協議会会長、佐藤政昭。福島県手話通訳問題研究会会長、清水久美子。

（2）審査経過。本件は、平成26年9月会議において付託を受け、平成26年9月16日の委員会で審査をした。

（3）審査結果、採択。

（4）理由。本事件は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法制定を求めるものである。手話とは、音声でなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独特の語彙や文法体系を持つ言語である。官房長官の記者会見における発言について必ず手話で伝えられており、今やあらゆるところで手話による情報の提供がなされている状況である。よって、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されなければならない、国として法整備の実現が必要であるものと判断し、本事件については採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願26-10号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情26-14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、陳情26-14、地方財政の充実・強化を求める意見書

の提出の陳情についてを議題といたします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

9番、大塚純一郎君。

[9番 大塚純一郎君 登壇]

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会に付託されました下記案件の審査経過並びに結果について報告をいたします。

（1）審査事件。陳情26-14、地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について。日本労働組合総連合会福島県連合会、南会津地区連合会、議長、渡部訓正。

（2）審査経過。本件は、平成26年9月会議において付託を受け、平成26年9月16日の委員会で審査をした。

（3）審査結果。採択。

（4）理由。本事件は、地方自治体の安定的な行政運営と公共サービスの質の確保を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源の拡大に向けて意見書の提出を求めるものであります。社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要に見合う地方交付税及び一般財源を確保する必要があり、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。また、安定的かつ地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要であることから判断し、本事件については採択するべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情26-14号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情 26-15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第16、陳情26-15、労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

総務厚生常任委員長、9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会に付託をされました下記案件の審査経過並びに結果について報告をいたします。

（1）審査事件。陳情26-15、労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書提出の陳情について。日本労働組合総連合会福島県連合会、南会津地区連合会、議長、渡部訓正。

（2）審査経過。本件は、平成26年9月会議において付託を受け、平成26年9月16日の委員会で審査をした。

（3）審査結果。採択。

（4）理由。本事件は、労働者保護ルールの改正が労働者の解雇増大、長時間労働の誘発につながりかねないものであり、安定した直接雇用と処遇改善に向けた法改正と、雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って構成される労働政策審議会で行うことを求めるものである。働く者の9割が雇用関係の下で働く雇用社会であることに鑑み、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが日本経済・社会の持続的成長のため必要なものと判断し、本事件については採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情26-15号は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情 26-8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第17、陳情26-8、布沢集落の幹線農道舗装と集落見回り機能強化をお願いする件を議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

8番、目黒仁也君。

[8番 目黒仁也君 登壇]

○8番（目黒仁也君） 本委員会に付託された下記案件の審査経過並びに結果について、下記のとおり報告します。

（1）審査事件。陳情26-8、布沢集落の幹線農道舗装と集落見回り機能強化をお願いする件。布沢区長、湯田次雄ほか、記載の9名の方からの陳情であります。

（2）審査経過。本事件については、平成26年6月会議において付託を受け、平成26年6月27日、8月8日、9月8日、9月16日委員会で審査をしました。

（3）審査結果。採択。

（4）理由。本件は、集落の実情を行政が総合的に把握するための集落点検の強化と集落農道の舗装実施計画の提示を町当局に求めるものである。

集落点検、見回り機能強化について。現状集落における様々な課題は、全国過疎地域共通の問題であり、当町においても空き家、日常交通、後継者など、様々な問題となっている。本年4月から各振興センターと本庁総合政策課連携による新たな地域づくり体制がスタートされたが、改めて集落の実情を総点検するとともに、集落と行政のコミュニケーションをさらに密にしながら、日常の暮らしに重点を置いた事業の推進が今後重要である。

集落幹線農道舗装について。農道の舗装整備についても、高齢化が進む中、集落でその重要性は大きい。布沢集落の農地は急傾斜地に点在しており、平成25年度道路台帳によると、町内1,241本の全農道平均舗装率が約48パーセントであるのに対し、当集落は35パーセントで27集落中下位のほうであります。今回要望された5路線のうち、特に急勾配で雨による土砂が流出しやすい大久保幹線農道、花卉団地につながる川和久幹線農道については、町はすでに事業計画を示しておられますが、離農や耕作放棄地の対策からも今後継続して舗装整備は行うべきであります。また、他の要望路線についても、全集落内の農道の活用実情を把握しながら、今後、計画的に27集落舗装率の均衡はある程度図っていくべきである。以上から陳情の趣旨は、今後、全集落の暮らしに関わる重要な内容でもあり、妥当性があると判断し採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

- 議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情 26－8号は委員長報告のとおり決定されました。

ここで、お諮りをいたします。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

- 5番（新國秀一君） 動議を提出したいと思います。

本9月会議における町長の不適切な発言に対して、謝罪と反省を求めるための動議であります。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

- 議長（齋藤邦夫君） それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

5番、新國秀一君。

- 5番（新國秀一君） 町長は、本9月会議の答弁において、7番議員の一般質問に対し、感情的になられたのかどうかわかりませんが、不適切な発言がありました。町民から付託を受けている議員の権利に対して著しく侵害なさいました。議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。また、町長に対して、不信の念が拭えません。執行者の町長と議決機関である議会は議場においては真摯にお互いの議論を交わす、そういう場所であり、不適切な発言は許されない。このようなことではこれからの、この後の会議においても、重要な議案の審議に支障をきたしかねない。よって、町長に謝罪と反省を求めるものです。

- 議長（齋藤邦夫君） 暫時、休議をいたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時55分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

暑いので、上着の脱衣を許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） ただ今、5番議員から、町長の今回の一般質問の答弁の過程において、不適切な発言があったという形で動議が出されました。

ただ今、休議の中で、議長に、どういうことだったんだという確認をいたしました。

それを受けて、理解するところは理解いたしました。

一般質問の答弁のやりとりですから、具体的な町長の対応のあり方等々に対しましては、詳細にわたっての説明は、そこまでも及ばなくても、取り組んできた過程と経過を、それと姿勢を申し上げればいいのかなどという認識でございました。

まあ、そうは言いながらも、そういった中で、議会と当局との真摯なる関係と信頼関係の中での一般質問でありますから、私の答弁の在り様が、そのやりとりの中で、議会の心象を非常に傷つけると、非常に痛ましいというか、不愉快といいますか、そういう思いに至らせてしまったということは、私の不徳の致すというところでも反省をせざるを得ないなというふうに思っております。今後あの、自分の短慮も反省しながら、真摯に議会の中での質疑の在り様に対しましては、対応をしっかりしてまいりたいと思います。今般の指摘に対しましては反省しながら、今後も十分、適切な対応をしていくということで、努力をしながら、努力をするということを申し上げながら、お詫びも兼ねて申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔「議長、発言よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 今、町長から反省やら、お詫びやら、いただきました。私も心が広いんで一言申し上げたいと思いますが、我々、議員も反省すべきところは多々あります。町長も、議員も、礼を尽くして、真摯に議場の中で議論を交わし、より良い町づくりをすべしと考えていますので、今後ともよろしく願いしますということを私から一言添えたいと思います。

以上であります。

〔「同感」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） まあ、私のほうから一言申し上げたいと思っておりましたところ、5

番議員のほうから発言がございましたので、お互いに、当局も、議会も、共にまあ、真摯に議会運営にあたっていただくように、今後、努力をお願いしたいなど、そのように思います。

それでは、この件についてはこれでひとつ打ち切りといたしますので、よろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ここでお諮りをいたします。

町長より、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。それでは、総務委員会委員長より、発委第7号 手話言語法制定を求める意見書（案）、発委第8号 地方財政の充実強化を求める意見書（案）、発委第9号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4とし、日程第18以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号、発委第7号、発委第8号、発委第9号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程案及び資料を配付させます。

〔追加日程及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 追加議案であります。同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。住所、只見町大字只見字雨堤1054番地の2。氏名、菅家三雄。生年月日は昭和21年7月25日生まれであります。

よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論を行わず採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決をいたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数と認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、発委第7号 手話言語法制定を求める意見書（案）を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付してあります。

提案者の説明を求めます。

9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 発委第7号 手話言語法制定を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

手話言語法制定を求める意見書（案）。手話とは…

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

手話言語法制定を求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第3、発委第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

意見書（案）についてはお手元に配付してあります。

提案者の説明を求めます。

9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 発委第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障…

〔「内容省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第4、発委第9号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）を議題とします。

意見書（案）についてはお手元に配付してあります。

提案者の説明を求めます。

9番、大塚純一郎君。

〔9番 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 発委第9号 労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）。

上記議案を別紙のとおり只見町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）。我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会であります。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレから

の脱却、ひいては日本経済・社会の持続的成長のために必要であります。それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名の下に、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされております。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。連合は労働者保護ルールの解約に断固反対します。また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されております。雇用・労働政策はILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。このような現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望いたします。記。不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・イグゼンプションの導入などは行わないこと。低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 意見書の中段ですが、連合は労働者保護のルール解約に断固反対しますはいいんですが、只見町議会として物申す意見書の場合、この文面ではちょっと不適當かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 今言われることはもっともなことと思います。

よって、この文言は修正して、そして修正した文言で意見書としたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 異議ございませんか。

○5番（新國秀一君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

労働者保護ルールの改悪反対を求める意見書（案）は、修正をいたしまして可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、修正原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第18、発議第1号 集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書（案）を議題とします。

意見書（案）についてはお手元に配付してございます。

提案者の説明を求めます。

10番、石橋明日香君。

〔10番 石橋明日香君 登壇〕

○10番（石橋明日香君） 集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

7月1日、安倍内閣は、国民多数の反対の声を押し切って集団的自衛権行使容認などの解釈改憲の閣議決定をした。歴代の政権の憲法解釈は、わが国が攻撃を受けていないにもかかわらず、わが国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、実力をもって阻止する権利である集団的自衛権の行使は憲法上許されないということでありました。政府がこの憲法解釈

を変更し、集団的自衛権の行使を容認することになれば、自衛隊を海外の戦闘地域に派遣することも可能になります。すでに政府は6月6日、自衛隊を戦闘地域に派遣できるとする提案を政府与党の協議会において行っております。これは、これまで政府による憲法解釈を大きく転換するものであります。また、武力行使を目的にした戦争には参加しないと国会で言明しているものの、武力は行使しないとはい明していないことも、憲法の枠をはみ出ています。ひとたび戦闘地域へ派遣すれば、外国からの攻撃の対象になり、多数の戦争犠牲者が出ることは、過去のイラク戦争やアフガン戦争で集団的自衛権を行使して参戦したヨーロッパ各国を見ても明らかであります。わが国では、戦後69年間、日本国憲法によって戦争犠牲者を出すことはありませんでした。これは海外で武力行使をしてはならないという憲法上のもと歯止めが働いたからにはほかなりません。しかし、集団的自衛権の行使が容認されれば、日本が外国の戦争に参加し、その結果、国民が再び戦争によって大変な惨害を被ることになります。このような事態は、憲法と地方自治法に基づき住民の安全を守る立場にある自治体として看過できるものではありません。よって、閣議決定による集団的自衛権の行使の容認など憲法解釈の変更に抗議し撤回を求めるものであります。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

集団的自衛権の行使を容認しないよう求める意見書（案）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。



◎発委第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第19、発委第6号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、藤田力君。

2番。

〔議会運営委員会委員長 藤田 力君 登壇〕

○議会運営委員長（藤田 力君） それでは、私のほうから、発委第6号 議員の派遣についてを説明させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第120条の規定により提出します。

裏面をご覧ください。

別紙。議員の派遣について。本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。1、町村議会議員研修会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、郡山市、ビックパレットふくしま。（3）期間、平成26年10月28日、火曜日の1日間。（4）派遣議員、只見町議会議員12名。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから、質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

発委第6号 議員の派遣については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、9月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

9月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○町長（目黒吉久君） 9月会議、16日から始まりましたが、今日まで延べ10日間という長い期間、真摯にご質疑いただきましてありがとうございます。

認定、今回は25年度の決算会議ということでありました。一般質問につきましては、やはりあの、エコパークの登録後の、これからの町づくりをどうしていくんだと。そういったことが大きな課題として皆様方からもいろんな意見をいただいたいのかなというふうに認識しておりますし、併せて町民の方々の参加も促せるような形で今後の取り組みをしっかりと見える形にしていきたいというふうに思っております。

それから、決算認定につきましては、一般会計につきましては3点ほどの付託意見をいただきました。委託事業につきましては、さらにその事業計画及び予算執行については適宜適切な取り組みをするようにというご意見でありましたし、基金も十分、私達もこれから今、抱えている課題を解決していくための事業の優先順位をきちんと決めながら、財源的な措置を踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。そういったことをしっかりと、職員一丸

となつてできるためにも、超過勤務等々の課題、労務管理の問題も整理しながら取り組んでいかなきゃいけないなというふうにまた強く思つておるところでございます。

特別会計につきましては、朝日診療所、住民の付託に応えた運営をなささいということだろうと思ひますし、またスキー場も雪崩対策に併せて、安全・安心なことを重点的に捉えて運営にあつていただきたいというご指摘いただきました。

5点、一般会計、特別会計合わせてご指摘いただきましたけれども、それを踏まえながら、今後取り組んでまいりたいというふうに思つております。

いろいろ各位もこれからまた、秋の収穫作業であつたり、また、紅葉のきれいな季節になりますけれども、いろんな意味でまた忙しい時期を迎える中、それぞれ議員活動に徹されながら、地域住民の方々の情報等々も収集されてですね、いろんなご意見をいただきたいというふうに思つております。

次回会議には、また今日、今回もご指摘されましたが、皆さんと真摯に、またあの、礼を踏まえた中で意見を交わせることを楽しみに今般の議会、散会するにあたりましての御礼の挨拶に代えさせていただきます。

ご苦勞様でした。また、ありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

今回の9月会議は、通算11日間の長い日程でございましたけれども、議員各位のご協力をいただきまして、予定しておりました日程を全部終了することができました。議案の中では、一般会計について、予算の修正等がございましたけれども、まあ予算の修正が出るということは、それだけ議会が機能する、あるいはまた、予算についてしっかり議会も、当局も議論して、より良い予算を作る、議案を作るということにできたのかなというふうに考えるわけでございます、修正そのものが決して、良いわけではございませんけれども、そのくらいしっかりと審議がされたのかなというふうに思つておるわけでございます。

また、決算特別委員会の審議につきましては、いくつかの指摘事項ございましたけれども、当局のご協力をいただきまして、十分、審議を尽くすことができましたことを、誠にありがとうございました。

当局におかれましては監査委員の意見、また、一般質問、さらには決算審査の際のいろいろな意見に十分に留意されまして、町民が望む町民のための町政伸展のために努力をしてくださいますようお願いを申し上げますと、このように思います。

議員各位におかれましては、秋の収穫期でございます。健康に十分留意されまして、ご活躍をいただきますようお願いをいたしまして、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

どうもご苦労様でした。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本9月会議に付託された案件の審議はすべて終了いたしましたので、只見町議会9月会議を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後2時23分）